

海上自衛隊訓令第21号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、中央システム通信隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成14年3月20日

防衛庁長官 中 谷 元

中央システム通信隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 中央システム通信隊は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 通信システムの統制に関すること。
- (2) 基幹通信網の維持管理に関すること。
- (3) 海上幕僚長の定めるところにより中央システム通信隊が担当する通信系（基幹通信網に收容されるものを除く。以下「担当通信系」という。）の構築に関すること。
- (4) 前各号に掲げる業務に必要な調査及び研究に関すること。

（司令及び副長）

第2条 中央システム通信隊の長は、中央システム通信隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、1等海佐をもって充てる。
- 3 司令は、システム通信隊群司令の指揮監督を受け、中央システム通信隊の隊務を統括する。
- 4 中央システム通信隊に、副長1人を置く。
- 5 副長は司令を助け、通信隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（編制）

第3条 中央システム通信隊に、次の3科並びに送信所及び受信所を置く。

総務科

運用科

整備科

（総務科）

第4条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、中央システム通信隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(運用科)

第5条 運用科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 通信システムの統制に関する事。
- (2) 基幹通信網の維持管理に関する事（整備科の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 担当通信系の構築に関する事（整備科、送信所及び受信所の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 前各号に掲げる事務に必要な調査及び研究に関する事。

(整備科)

第6条 整備科においては、基幹通信網の整備及び担当通信系の構築に必要な通信器材その他の中央システム通信隊の通信器材の整備に関する事務（送信所及び受信所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(送信所)

第7条 送信所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 送信を行うための装置の維持管理に関する事。
- (2) 給食に関する事。
- (3) 警衛に関する事。

(受信所)

第8条 受信所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 受信を行うための装置の維持管理に関する事。
- (2) 給食に関する事。
- (3) 警衛に関する事。

(科長、送信所長及び受信所長)

第9条 科に科長を、送信所に送信所長を、受信所に受信所長を置く。

- 2 科長又は送信所長若しくは受信所長は、司令の命を受け、科務又は送信所若しくは受信所の所務を掌理する。

(分隊)

第10条 司令は、中央システム通信隊の隊員をもって、規律の維持のため、分隊1以上を編成することができる。

(委任規定)

第11条 この訓令に定めるもののほか、中央システム通信隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成14年3月22日から施行する。
- 2 東京通信隊の編制に関する訓令（昭和40年海上自衛隊訓令第2号）は、廃止する。